

奈良県住生活基本計画課題検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は奈良県（以下「県」という。）における体系的・総合的な住宅政策の推進を図るため、住宅政策の課題及び目標、住宅施策の基本的施策及び個別的施策を規定した奈良県住生活基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するうえで所要の検討をおこなうことを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、奈良県住生活基本計画課題検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) 奈良県住生活基本計画策定のための調査、課題検討
- (2) その他、上記の事務に関連して必要となる事務

(組織)

第4条 検討委員会は、知事が委嘱する次に掲げる分野の委員により構成する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 3名 |
| (2) 建築関係団体等関係者 | 1名 |
| (3) 住宅流通関係団体等関係者 | 1名 |
| (4) 地域まちづくり団体等関係者 | 1名 |
| (5) 県民代表 | 1名 |
| (6) 福祉団体等関係者 | 1名 |

(委員長等)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人をおく。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選で選出する。
- 4 副委員長は、会務に関して委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 副委員長は、委員長の指名により選出する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、原則公開とするが、検討委員会の了承の上非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局を、土木部まちづくり推進局住宅課内におく。

(庁内会議)

第8条 検討委員会の調査及び検討に関し、予備的な調査及び検討を行うとともに検討委員会の検討結果に基づき基本計画を策定するため「奈良県住生活基本計画策定庁内会議」（以下「庁内会議」という。）を設置する。

- 2 庁内会議の運営について必要な事項は、別途定める。

(設置期限)

第9条 検討委員会は、第3条の事務が完了した時点で解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

第1条 この要綱は平成22年7月1日から実施する。

奈良県住生活基本計画課題検討委員会 委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者	京都大学大学院工学研究科教授	高田 光雄
学識経験者	京都府立大学生命環境科学研究科教授	檜谷 美恵子
学識経験者	幾中央大学健康科学部人間環境デザイン学科教授	齋藤 功子
建築関係団体等関係者	(社) 奈良県建築士会 副会長	湊上 徳光
住宅流通関係団体等関係者	(社) 奈良県宅地建物取引業協会 専務理事	仲田 博則
地域まちづくり団体等関係者	NPO法人 奈良NPOセンター 理事長	仲川 順子
県民代表	奈良県生活協同組合連合会 専務理事	仲宗根 迪子
福祉団体等関係者	奈良県老人福祉施設協議会 理事	矢追 義法